

第4回豊能町公私連携幼保連携型認定こども園設置及び運営法人選定委員会 会議録	
開催年月日	令和8年2月23日(月・祝)
会議時間	午前11時30分～午後2時40分
開催場所	豊能町役場 大会議室
案件	(1) 開会 委員長のあいさつ (2) 議題 ①豊能町西地区における公私連携幼保連携型認定こども園設置及び運営法人の選定についての審査 ②豊能町西地区における公私連携幼保連携型認定こども園設置及び運営法人の候補者の選定について(答申) (3) 閉会
委員出席者	出席委員6名(欠席委員無し)
評価員出席者	財務状況評価員(公認会計士)1名 労務管理状況評価員(特定社会保険労務士)1名
傍聴者人数	5名
事務局出席者	教育長 板倉 忠 こども未来部 部長 仙波 英太朗 こども育成課 課長 高田 浩史 こども育成課 主査 久延 一仁 こども育成課 主査 大家 雅代 こども育成課 主査 八木 一史 認定こども園 ふたば園 園長 藤坂 美帆

—非公開—

(1) 開会

(委員長) 挨拶

議題①のヒアリングを含めた審査までは、選定委員会規則第5条第5項に基づき非公開とし、議題②の候補者の選定に係る答申以降については、公開とする。

(2) 議題

①豊能町西地区における公私連携幼保連携型認定こども園設置及び運営法人の選定についての審査

—公開—

②豊能町西地区における公私連携幼保連携型認定こども園設置及び運営法人の候補者の選定について（答申）

（委員長） 会議を再開する。公私連携幼保連携型認定こども園の設置及び運営法人選定について、これまで4回の選定委員会において慎重に審議を行った。その結果を豊能町教育長に対して答申を行う。

令和8年2月23日、豊能町教育長 板倉忠様、豊能町公私連携幼保連携型認定こども園設置及び運営法人選定委員会 委員長 鈴木正敏。

豊能町西地区における公私連携幼保連携型認定こども園の設置及び運営法人の選定について答申する。令和7年9月15日付け豊能教こ第170号で諮問のあった豊能町西地区における公私連携幼保連携型認定こども園の設置及び運営法人の選定について、慎重に審査を行った結果、下記のとおり候補者を選定したので答申する。

豊能町西地区における公私連携幼保連携型認定こども園の設置及び運営法人の選定結果 法人名は、社会福祉法人 桃林会を選定した。

（委員長） 選定委員会では、法人選定にあたり採点を行った。その採点や選定理由を事務局より報告願う。

（事務局） 選定結果を報告させていただく。豊能町西地区における公私連携幼保連携型認定こども園の設置及び運営法人の選定について公募型プロポーザルを実施し、豊能町西地区における公私連携幼保連携型認定こども園の設置及び運営法人選定委員会における審査の結果は、次のとおりである。1 選定事業者 1者。2 委員会の審査（1）応募者数 1者。（2）審査の日程 法人既存施設現地見学会（第3回委員会）令和8年2月2日（月）。ヒアリング審査（第4回委員会）令和8年2月23日（月・祝）。（3）審査結果 応募のあった1者については、次のア～エの最低点の基準を全て上回っている。ア、大項目ごとの合計得点（最低点の基準50%）

イ、総得点（最低点の基準60%）

評価項目		配点	点数	割合
大項目	法人の状況	40	34.8	87.1
	園の組織・体制	130	108.5	83.5
	園の運営	225	186.5	82.9
	ヒアリング	30	28.0	93.3
合計		425	357.8	84.2

ウ、中項目「人材」の得点（最低点の基準50%）

評価項目		配点	点数	割合
中項目	人材	45	33.0	73.3

エ、審査評価項目「障がいのある子ども」の得点（最低点の基準50%）

評価項目		配点	点数	割合
審査・ 評価項目	障がいなど特別な配慮・支援 の必要な子ども	15	14.5	96.7

(4) 公私連携法人候補者 上記ア～エの審査項目において、全て最低点の基準を上回った次の者を公私連携法人候補者とする。公私連携法人候補者の概要は次のとおりである。法人の名称は、社会福祉法人 桃林会。代表者は、理事長 園田和子。所在地は、大阪府摂津市鳥飼中1-19-8。運営している認定こども園は、摂津市内に8園。(5) 選定理由と意見 応募者数は1者であったが、選考基準に基づき厳正に審査を行った結果、以下の理由により西地区に新たに設置する認定こども園の設置・運営を、町と相互に連携し、町全体として質の高い教育・保育の推進を期待できる法人であると判断し、候補者として選定した。法人の概要について、社会福祉法人としての経営基盤の安定を念頭に置いており、公認会計士による財務状況の評価では、財務指標の安全性・収益性・費用の適正性・生産性において高い評価であった。また、特定社会保険労務士による労務管理状況評価においても基礎的な部分において問題はなかった。整備計画において、新園舎の工事費見積書、図面やスケジュールについては、妥当なものと考えられ、今後設置される三者協議会においてさらに議論することや、園内にとどまらず町の自然環境へのアクセスなど細やかな配慮があった。運営計画について、保育・教育の計画や安全対策・危機管理体制についても適した内容であるとともに、障がいなど特別な配慮・支援の必要な子どもへの保育・教育、加配職員の配置やその研修についても計画されており評価が高く、また、病児病後児保育、保育時間の延長や課外保育を進めることなど積極的な実施予定があり評価が高かった。さらにこども園を中核とした地域との連携協働の提案が優れており、地域創生の一端を担うにふさわしい法人であると判断した。遊びを中心とした保育方針が示され、公立園での実践を引き継ぐことがかなり意識されており、学童保育運営への意欲もみられたことも高く評価できる。まとめとして、当該法人の申請書類やヒアリング等を含めた提案の中で、一部、内容確認や修正が必要な部分等も見受けられるが、今後、町と協議を進め修正や調整等を行っていただきたい。今後は、令和11年4月1日の開園に向けて、在園児や地域の状況に細やかに配慮して、引継ぎ保育や三者協議会等を通じて民間移管後の園運営がスムーズに行えるよう期待する。令和8年2月23日 豊能町公私連携幼保連携型認定こども園設置及び運営法人選定委員会。

(委員長) 委員の皆さんには、令和7年9月から約5ヶ月間、募集資料の作成、申請書類の審査、現地見学会、ヒアリングから採点まで協力いただきお礼申し上げます。委員の皆さんに、本委員会について感想などを述べていただきたい。

《委員長を含め委員6名からそれぞれ発言あり》

(委員長) 教育長より挨拶を受ける。

《教育長 お礼の挨拶》

(委員長) 委員の皆さんには、これまでの選定委員会運営の協力にお礼申し上げます。本選定委員会は、豊能町公私連携幼保連携型認定こども園設置及び運営法人選定委員会規則第3条第2項により、「委員の任期は、当該諮問に係る選定が終了するときまでとする。」と定められている。

今後、豊能町は、本日の諮問や選定委員会での審議も踏まえて、令和11年4月の公私連携幼保連携型認定こども園開園を目指して、法人と保護者との三者協議会の設置、議会や保護者への説明、園舎の設置などを計画的に進めていただきたい。

以上で第4回豊能町公私連携幼保連携型認定こども園設置及び運営法人選定委員会を終了するとともに、選定委員会も本日で終了とする。

(3) 閉会

以上